

「隠岐諸島の観光及びDMOブランディング並びにブランディング戦略策定業務」 企画提案公募実施要領

島外から来島する顧客（国内・国外）をターゲットとし、隠岐の魅力を的確に伝えるために、コンセプトの統一と言語化・視覚化を行い、ブランディングの基本構想を構築する。
また、DMO 法人の理念の言語化、視覚化を行う。特に地域への浸透、地域全体としてのチーム意識を持たせることを目的とする。

1. 委託業務の内容

(1) 委託業務名

隠岐諸島の観光及び DMO ブランディング並びにブランディング戦略策定業務

(2) 業務内容

別添業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和4年2月28日まで

(4) 委託料上限額

3,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、隠岐観光協会との打ち合わせに要する費用を含む。

2. 応募資格

(1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）若しくは単独の法人であること。

(2) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。

ア 委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有すること。また過去10年以内に隠岐諸島内で事業実績を有すること。

イ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

オ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

カ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

キ 県内法人にあっては、県税の滞納がないこと。

ク 県内法人でない者にあつては、主たる事業所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。

ケ 複数のコンソーシアム構成員になって参加、又はコンソーシアム構成員と単独の法人として重複参加していないこと。

コ 委託業務終了までの間、隠岐観光協会及び各支援機関等との連絡調整が随時行えること。

3. 業務上の留意事項

特段の理由がなく仕様書に沿った業務が遂行されなかった場合は、契約を解除し、概算払いがある場合には、双方の協議により、その全額又は一部を返還するものとする。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加希望者から事前に企画提案参加表明書（様式1）を徴収して、資格の有無を審査する。その上で、参加資格を有する者に対して、企画提案書の提出及び提案者プレゼンテーションへの出席を要請する。

(1)募集期間	令和3年8月24日(火)～9月6日(月)午後5時 ※企画提案公募実施要領は、隠岐観光協会のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配付する。
(2)事前説明会	開催しない
(3)企画提案の参加表明書の提出	企画提案に参加する者は、企画提案参加表明書(様式1)に以下の書類を添えて、令和3年8月31日(火)午後5時までに持参又は郵送により提出すること。企画提案参加表明書の到着を以って参加資格を有するものとし、隠岐観光協会から参加資格確認の通知は行わない。 ※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は郵便書留に限る。 【添付書類】 会社(法人)等の概要がわかるもの(会社案内等) 7部 ※コンソーシアムによる参加の場合は、構成員全ての書類及びコンソーシアム協定書の写しを添付すること。
(4)質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案質問票(様式2)により、令和3年8月27日(金)午後5時までにFAXまたはe-mailにより提出すること。 なお、応募書類の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公平な審査を行うため受け付けない。
(5)質疑の回答方法	回答は、企画提案の参加資格を有する者に対して、各参加者の質疑を取りまとめ、全て同じものを回答する。 回答は企画提案公募参加表明書に記載された連絡担当者に対して、FAXまたはe-mailにより送信するので、FAX番号またはe-mailアドレスを必ず記載すること。なお、FAX番号またはe-mailアドレスの誤記載及び参加者が受信したものの内部伝達の不備等により生じた不利益については関知しないので注意すること。
(6)質疑への回答予定日	令和3年8月30日(月)
(7)企画提案書の提出期限	企画提案に参加する者は、企画提案書(任意様式)を令和3年9月6日(月)午後5時までに持参又は郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は午前9時から午後5時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は郵便書留に限る。
(8)審査予定日	令和3年9月7日(火)以降に審査会を開催し、審査する。 ※企画提案者は、審査会に参加し、プレゼンテーションを実施すること。プレゼンテーション審査の日時、場所等詳細は、参加資格を有する者に別途通知する。 ※新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、予防的観点から、審査会を延期またはオンライン(web会議システム等)での実施、あるいは中止(企画提案書による書類審査のみ)とする場合がある。
(9)企画提案者プレゼンテーションの方法	提案者ごとに、30分以内で企画提案者による説明を行った後、審査委員からの質問時間15分を設定する。 ※複数の企画提案や、映像・音声による企画提案書は認めない。隠岐観光協会はパソコン・プリンター・スクリーン・コピー機等の機材は用意しないので、プレゼンテーションにおいて機材等を用いる場合は、企画提案者が準備すること。 ※審査会を中止(企画提案書による書類審査のみ)とする場合は、審査委員からの質問を书面(FAX、e-mail等)で行うことがある。
(10)委託契約候補者の決定	令和3年9月13日(予定)

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1)作成方法	<p>○企画提案書は任意様式により作成すること。また、提案書の表紙には、「隠岐諸島の観光及びDMOブランディング並びにブランディング戦略策定業務」と記載し、併せて提案者を記載すること。</p> <p>○用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。(図表等は必要に応じてA3判の折り込みも可とする。)</p>
(2)提出方法	<p>○計7部提出すること。</p> <p>○令和3年9月6日(月)午後5時までに持参又は郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は午前9時から午後5時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は郵便書留に限る。 ※持参の際などにおいて、提案者からの説明等は行わないこと。</p>
(3)その他の書類	<p>○見積書(任意様式)を1部提出すること。 ※見積書は、提案する企画内容等の実施に係る一切の経費を見込むこと。 ※可能な限り明細を作成し、それぞれの積算方法を示すこと。</p>
(4)企画提案等に係る留意事項	<p>○企画提案参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがある。</p> <p>ア 参加する資格のない者が提案したとき。</p> <p>イ 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。</p> <p>ウ 指定された作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。</p> <p>エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。</p> <p>オ 虚偽の内容が記載されているもの。</p> <p>カ 提案に関する不正行為があったとき。</p> <p>キ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を利用しなかったとき。</p> <p>○企画提案に係る経費は支給しない。</p> <p>○提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。</p> <p>○事業の効果、効率性の観点から、採用した企画の内容の一部を変更することがある。</p> <p>○提出された書類一式については返却しない。</p>

6. 企画提案書等に記載する内容

(1)企画提案書	<p>企画提案書作成にあたって特に提案を求めるポイントは以下のとおり。</p> <p>ア 仕様書4. 業務内容を踏まえて、次の項目を提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 隠岐地域全体のコンセプトづくり及び4島ごとの特色を言語化 ・ 4つの訴求テーマのブラッシュアップ及びコピーの作成 ・ DMOの中核となる理念等の文章化 ・ 島外、島内に発信する広報物デザイン案(8P以上)の作成 <p>イ 業務全体のスケジュールを記述すること。</p> <p>ウ 業務全体に関して、自社ノウハウ等から効率的、効果的に行う手法がある場合は、それを折り込んだ提案を行い、その効果を記述すること。</p> <p>エ 仕様書に示した以外に独自で提案できる事項があれば提案すること。</p>
(2)実施体制	<p>本業務を実施するための体制について、職名、職員数、役割分担、経験年数等を記述すること。</p>
(3)類似業務の受託実績	<p>類似事業の主な受託実績について、事業名、実施年度、発注者等を記述すること。</p>
(4)見積書	<p>見積書について、次の各項目について記載すること。</p> <p>【記載する項目】</p> <p>ア 人件費、旅費、通信費、消耗品費、印刷製本費等</p> <p>イ 旅費は、隠岐諸島(海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町)を想定し算定すること。</p>

7. 審査方法等

(1)審査方法	<p>隠岐観光協会事務局内に関係機関等で構成された審査委員会を設置し、次項の項目に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案をした者を本業務の委託契約候補者として選定する。</p> <p>なお、審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、委託契約候補者を選定しないことがある。</p>
(2)審査項目	<p>ア 適合性：提案された内容は仕様書に沿った提案となっているか。</p> <p>イ 的確性：提案された内容は効率的、効果的な内容となっているか。</p> <p>ウ 専門性：業務の実施に資する技術を有しているか。</p> <p>エ 独自性：独自提案による付加価値や実行可能性はあるか。</p> <p>オ 妥当性：必要と考えられる経費が計上されているか。 求められる業務水準を実施するのに適正と認められるか。</p> <p>カ 実効性：業務の遂行能力(実施体制、全体スケジュール等)は十分か。</p>
(3)提案者への採否通知	<p>令和3年9月13日以降に提案者全員に文書で通知する。</p>

8. 契約

(1)契約方法	<p>審査委員会が選定した委託契約候補者と隠岐観光協会が随意契約を行う。契約締結にあたっては契約書を作成する。</p>
(2)契約金額	<p>採択決定後、委託契約候補者から改めて見積書を徴収し、委託料上限額の範囲内において決定する。</p> <p>また、実績額が委託料を下回った場合は、その実績額をもって変更契約を締結するものとする。</p>
(3)その他の契約条項	<p>委託契約候補者との協議事項とする。</p>

9. その他

- (1) 企画提案者は複数の提案書の提出はできないものとする。
- (2) 書類提出後に辞退する場合は、書面でその旨を「提出先及び問い合わせ先」まで申し出ること。
- (3) 企画提案者は、企画提案書の提出を以って「隠岐諸島の観光及びDMOブランディング並びにブランディング戦略策定業務」企画提案公募実施要領及び仕様書の記載内容に同意したものとする。
- (4) 隠岐観光協会は、委託実施に関し必要があるときは関係書類及び資料を求め、又は監査を行う。
- (5) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (6) 企画提案に係る一切の費用については、応募者の負担とする。

<提出先及び問い合わせ先>

〒685-0015 島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 (隠岐合同庁舎別館1階)

隠岐観光協会 担当：角橋・小泉

TEL：08512-2-1577 FAX：08512-2-1406 e-mail：okikan@e-oki.net

業務委託仕様書

1. 委託業務名

隠岐諸島の観光及びDMOブランディング並びにブランディング戦略策定業務

2. 業務の目的

- (1) 島外から来島する顧客(国内・国外)をターゲットとし、隠岐の魅力を的確に伝えるために、コンセプトの統一と言語化、視覚化を行い、ブランディングの基本構想を構築する。
- (2) DMO 法人の理念の言語化、視覚化を行う。特に地域への浸透、地域全体としてのチーム意識を持たせることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和4年2月28日まで

4. 業務内容

(1) ブランディング戦略策定

- ① 隠岐地域全体のコンセプトづくり及び4島ごとの特色を言語化
隠岐地域全体のコンセプト及び4島ごとの特色を言語化するとともにコンセプトシートを作成する。
- ② 4つの訴求テーマのブラッシュアップ及びコピーの作成
訴求テーマ: 神々の島、島の祭り、幻の景色、ソウルフード(仮)にマッチしたコピーをテーマごとに3案以上作成する。
- ③ 隠岐地域全体のコンセプト及び4つの訴求テーマに沿った写真素材について、20枚(隠岐地域全体+4訴求テーマ×4枚)選定する

(2) DMOの中核となる理念等の文章化(インターナルマーケティング用途含む)

- ① DMO 設立関係者で検討した理念の内容を踏まえ、文章化した理念を3案以上提案する。
- ② オンライン又は対面式によって、DMO 設立関係者からのヒアリングを行い、理念を作文する。
なお、ヒアリングの対象者は事務局より提示する。

(3) 上記(1)(2)及びDMOの理念等を島外、島内に発信する広報物デザイン案(8P以上)の作成

- ① DMO の理念及び事業内容等を島外、島内に発信する広報物デザイン案(8P以上)のデータを作成する。
- ② 作成した広報物を用いた、普及啓発用のマニュアル作成。
※印刷、製本は含まない

5. 納品物

- (1) ブランディング戦略コンセプトシート
- (2) DMO 法人の広報物デザイン案 (8P以上)
- (3) 普及啓発用マニュアル
- (4) 業務報告書(CD-R:2部)
※上記(1)(2)(3)のデータを含む

6. 納品場所

隠岐観光協会

7. その他

- (1)本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。
- (2)事業実施に際して発注者より指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、発注者はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (3)本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて発注者と協議のうえ定めるものとする。